

令和 3 年度第 3 回伊丹市環境審議会専門委員会議事録

日時：令和 3 年 10 月 22 日（金）9 時 55 分～11 時 30 分

場所：伊丹市役所議会棟 3 階 議員総会室

・出席状況 8 名中 6 名出席

出席者 笠原委員長、菊井副委員長、塚口委員、中野委員、木下委員、田中委員

欠席者 杉本委員、宮川委員

・傍聴者 5 名

・配布資料

資料：①伊丹市環境審議会専門委員会名簿（次第裏面）

②（仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書に対する伊丹市環境審議会答申案書

③（仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書に対する伊丹市環境審議会および伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見及び答申案

④令和 3 年度第 2 回伊丹市環境審議会議事録

⑤令和 3 年度第 2 回伊丹市環境審議会専門委員会での意見及び事業者からの回答

1. 開会（9：55）

・出席状況の確認

事務局より、伊丹市環境審議会専門委員会設置要綱に基づき、本専門委員会が成立していることを報告。

・署名委員の指名

菊井委員、田中委員を選任

2. 審議事項

(1)（仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書に対する伊丹市環境審議会答申書案について

【伊丹市環境審議会答申書案の審議】

・事務局より、資料③「全般事項」「交通」の説明

○委員長

事務局より説明があった内容について、意見・質問等あるか。

○委員

（意見なし）

・事務局より、資料③「全般事項」「その他」の説明

○委員長

事務局より説明があった内容について、意見・質問等あるか。

○委員

No. 11 に「類似事例を調査し」とある。テナントに貸し出すことを前提としていることから、事業者として詳細が分かっていないかもしれない。しかしながら、どのようなものを想定して記載したか具体的に記載していただきたい。

○委員

別の角度から、資料⑤の p. 5 には、この会社が開発運営している物件に関してのみ対象としているように思われる。住居地域と隣接しており、工事中、供用後で多くの交通量が想定され、近隣住民の不安が多い中、この会社が開発運営している少ない件数の例だけについて説明されても説得力がない。類似事

例についてももう少しはっきりさせたほうが良い。

○委員長

伊丹市の調査によって過去の類似事例の報告として、交通が4つの内容、景観が8つの内容であった。類似事例は過去にあった物流センターの環境影響評価の事例をまとめたものである。類似事例というものをさらに具体的に述べたほうが良いという意見になるかと思う。

○委員

類似事例として何件調査したかということをも明記した方がよいのではないかと。

○委員

答申案であるから、類似事例というのは、伊丹市が行った調査ではなく、事業者が調査すべきである。事業者が住宅地に物流施設を作っている、また交通の便が良い場所を選んでいるという場合を踏まえて、住民の皆さんが納得するような調査を行い、記述してほしい。

事業者側に立つと、テナントに貸すということから、詳細がわからないことは理解できる。ただ、大きな会社であることから、色々な事案の経験があるかと思う。その多くの事例の中から場所、規模、運営形態がある程度似通ったものを選択し、そこからある程度整理した形で記載していただきたい。概要書および現時点までの事業者の回答では、住民の立場であった場合、納得がいかないのではないかと。

○委員

類似事例という言葉だけしか書いていないので、今回どういう事例を調べてほしいのか具体的に記載した方がよいと思う。先ほどあったように周辺が住宅地であること、規模が同じであること等、委員会でのいろいろな意見があったのでそれらを踏まえるべきである。視点としては、交通・騒音・振動・景観という点を明確にして条件を伝える必要がある。その上で答申にどこまで書くかについて専門委員会だけではなく審議会でも議論が必要だと思う。

○委員長

交通あるいは景観等いろいろな問題が提出され、事業者が回答をしている。その中で複数指摘されている、物流施設に特有の問題点が類似事例に該当するかと思う。従来の物流施設の例は、物流センターが閑散な場所といった適切な場所選ばれており、その後周辺住民が移ってこられた例が多いかと思う。今回は逆であり、住宅が先にあり、その中に後から巨大な物流倉庫が建設されるという新たな形である。そこが問題であるとともに、事業者が周辺住民に十分な説明ができていくかといわれるとそうではない。そこで、それらを問題点として入れていく必要がある。類似事例を具体的に記載していくのがよい。

○委員

このままでは事業者が委員長が示すような懸念点が伝わりにくいと心配している。

○委員

環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる物流関係の事業は、流通業務団地造成事業であり、面積75ha～100haが2種事業、面積100ha以上が1種事業となっている。

法に基づくアセス調査の事例は、全国的に見れば類似事業はあると思われるが、今回の物流施設の規模は小さく、これに対する環境アセスメントは、伊丹市の環境影響評価条例の対象事業として行っている。調査すべき類似事例については、他の自治体が伊丹市と同様の環境影響評価条例を制定していないと同様の事例はないため、全国的に見ても環境影響評価の類似事例の数は非常に少ないと思われる。

○委員

類似事例を事業者が具体的に調査する旨を記載してほしい。

○委員長

類似事例の中で問題点となる点については、他の項目でも問題点となっている。個々の意見に対して誠実に回答してもらおうという意味も込められていると感じる。類似事例が分かりにくいということであれば、具体的に記載が必要かと思う。これについては、事務局にお願いする。

○事務局

検討し、後ほど提案させていただく。

○委員長

資料③「全般事項」「その他」の類似事例の箇所については後ほど事務局より再提案していただくこととし、次の説明をお願いします。

○委員長

資料③「個別事項」の「大気汚染」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(意見なし)

○委員長

資料③「個別事項」の「水質汚濁」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(意見なし)

・事務局より、資料③「個別事項」「土壌汚染」の説明

○委員長

事務局より説明があった内容について、意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

・事務局より、資料③「個別事項」「騒音・振動・低周波音」の説明、欠席委員の意見を説明。

○委員長

事務局より説明があった内容について、意見・質問等あるか。

○委員

答申案の書き方について、資料②、2. 個別事項、(2)騒音・振動・低周波音の(ア)が詳細な内容について、(イ)が全般的な内容についてであることから、順番が逆ではないかと思う。

○委員長

順序を入れ替えるという意見があったがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

計画地は準工業地域、隣接地域が住居地域となる。用途地域によって評価するレベルが異なってくるといふ指摘があったように、敷地境界の外側への配慮が大切になってくると考える。

○委員長

資料③「個別事項」の「地盤沈下」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「悪臭」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「日照障害」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「電波障害」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「廃棄物」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

梱包材等が多量に出てくると思うが、それらは産業廃棄物として適切に対応していただくことでよろしいのか。中野委員この件について何か意見はあるか。

○委員

今後準備書で詳細記載いただけるということで理解している。

○委員長

(了解)

・事務局より、資料③「個別事項」の「景観」の説明

○委員長

それでは、事務局より説明があった内容について、意見・質問等あるか。

○委員

今までの専門委員会の中ででてきた意見で、概要書の中に記載してほしい箇所等は網羅できていると考える。

ただ、大きなところで、今回の建物が住宅地に隣接していて、尚かつかなりボリュームが大きい点をしっかり伝える必要があると感じている。具体的に、騒音・振動・低周波音のところで、「住居地域と隣接していて24時間稼働であること想定することを前提に特段の配慮をすること」という一文が入っているが、それと同様に「住居地域と隣接している」ことや「ボリュームが大きい」ことを環境への影響が非常に大きいと考えていること、そして「特段の配慮」をしてほしいということを示す一文を答申案の一番最初に書いてほしい。答申案として、大きく今回の計画に対して専門委員会としてどういう点が環境への影響を危惧しているか、重要だと考えているかを答申書の中で伝えるべきであると考えている。全体的に今回の答申案では具体的に修正してほしいところを羅列してある形式であるが、もっと根本的に今回の計画における環境影響評価においてこういう点が重要であるという意思が伝わるような内容を盛り込んでほしい。

○委員長

景観に対して「交通」、「騒音・振動・低周波音」に並び、今回の事案について一番懸念されることでもある。精神的な圧迫感も気になる点ではあるということが種々の意見からわかることかと思う。

景観については、概要書 p. 1-5 の図 1.2-5 の情報のみになるものの、環境影響評価をどのように進めるか問題点などを出していただいている状況である。他に意見などあるか。

○委員

事業者から提出されている回答等を見ると、高さが 30m であるというところは書かれている。むしろ問題なのは高さ 30m で長さが 200m を超えるボリューム全体であると考え。その認識がないように回答を見ると感じられるため、その点はしっかりと答申書でも伝える必要があると考える。

○委員長

幅 219m で、高さが 30m であるという本計画では、今までの眺望権が無視されている状況のように感じられる。しかしながら環境影響評価に係る本審議会では、本事業のような建設物を既存のものとして評価して、供用後環境への影響をどのように少なくしていくか審議していくことが目的となる。

○委員

どのボリュームを建てていいのかということは本審議会にて審議することではないし、できない。その上で、いかに環境への影響を少なくするかということ配慮していただきたいと考えている。

○委員長

意見を踏まえた答申案の提案をお願いします。

○事務局

委員からのご意見を踏まえ、追加案として答申案の冒頭に「住居地域と隣接していることや、計画されている施設の規模を鑑み、景観に対する環境保全目標の設定及び環境保全措置については特段の配慮をすること」を追加してよろしいか。

○委員長

ただいま提案のあった文書でよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「地球環境」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員長

私から、世界的に地球温暖化対策への取り組みが求められており、統合新病院の答申案においても「地球温暖化防止に配慮した具体的方法を環境影響評価書に記載すること」という内容を盛り込んでいることから、同様に「地球温暖化防止に配慮した具体的方法を環境影響評価準備書に記載すること」という内容を答申に加えるべきではないかと考えるが、よろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

それでは、答申案に追加をお願いします。

○委員長

資料③「個別事項」の「地象」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「水象」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「動・植物」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

資料③「個別事項」の「文化財」については「意見なし」となっているがよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

今一度全体を通して、質問・意見等あるか。

○委員

(意見なし)

○委員長

資料③「全般事項」の「その他」にて保留となっていた箇所について、事務局より答申案の提案をお願いする。

○事務局

資料③No. 11 について「住居地域と隣接している周辺環境や、運営形態・事業規模が類似している事例を事業者において十分に調査し、当該調査結果及び有効な環境保全措置について環境影響評価準備書に反映すること」を再提案する。

○委員長

ただいま提案のあった文書でよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

最後に答申案全体の確認をお願いする。

○事務局

(答申案全体を読み上げ。)

○委員長

答申案について、質問・意見はないか。

○委員

資料 2、1. 全般事項、(1) 交通、(ア) について、「物流施設・・・」の前に、「住居施設と隣接している」を加えてはどうか。

○委員長

加えてよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

今回の意見を答申書に反映していただくようお願いする。

○委員

先ほど、「住居地域と隣接している」と加えたが、物流施設の特性としては、隣接していること以外にも、24 時間稼働であることや、テナントを入れる等、普通の物流施設とは異なる点があるように感じる。

○委員長

物流施設の特性を冒頭に書き出すということではよいのではないか。

○委員

「住居地域と隣接している等」とするのはどうか。

○委員

等によってまとめることに賛成である。

○委員

賛成である。

○委員長

それでは資料 2、1. 全般事項、(1) 交通、(ア) については冒頭に、「住居地域に隣接している等」を加えることとしてよろしいか。

○委員

(了解)

○委員長

本日の審議については以上となる。

・連絡事項

[事務局より、次回の審議会は 10 月 28 日(木) 午前 10 時から (仮称) 統合新病院整備工事に係る環境影響評価準備書の答申案の審議および答申を予定している旨案内]

閉会 (11 : 30)

以上